

第5章 地域とのかかわりの充実

1 障害のある児童・生徒と地域とのかかわり

大田区においては、大田教育推進プランの中でも示されているとおり、家庭・地域・学校が連携し、地域のもつ教育力を重視し地域とともに子どもを育てる教育を推進している。

障害のある児童・生徒についても、地域とのかかわりを深め、地域とともに育てる教育を推進していくことが必要である。

2 副籍と地域指定校の考え方

「東京都の推進計画」（平成16年11月）においては、*副籍・*地域指定校について、「都立盲・ろう・養護学校に在籍する、原則として希望する児童・生徒全員が、居住する地域の小学校・中学校に副次的な籍をもち、学校・学級だよりの交換や学校・地域行事等における交流、小・中学校への日常の学習活動への参加等を通じて、地域とのつながりの維持・継続を図る」という方向が示された。

今後、特別支援学校に籍をおく児童・生徒が地域とのかかわりを推進していくため、大田区においては、次のような取り組みを推進する。

- ア 特別支援学校に在籍し、副籍を希望する児童・生徒が、居住する地域の区立小・中学校とのかかわりを深めるために、この副籍を導入し、地域指定校における交流及び共同学習を実施する。
- イ 今後、地域のセンター校としての機能が求められている特別支援学校等から、小・中学校への助言・支援体制を確立する。
- ウ 特別支援学校教員と区立小中学校教員の研修の相互参加を推進する。
- エ 区立学校の教員と特別支援学校の教員の相互の学校訪問を促進する。

なお、副籍、地域指定校等については、東京都教育委員会が平成18年3月に報告した「副籍制度の円滑な実施に向けて（ガイドライン試案）」や今後の東京都の副籍事業の動向を踏まえつつ具体的な実施方法を検討し、特別支援学校と連携して「実施要領」を策定し、円滑に推進する。

第6章 相談及び支援体制の整備

1 総合的な支援体制の確立に向けて

障害のある児童・生徒にかかわる相談や支援については、教育、医療、保健、福祉、労働など様々な機関がかかわっている。しかし、各機関の連携については、十分な状況にあるとはいえず、関係の各分野や機関が一体となって、児童・生徒一人一人のニーズに応じて、継続的に支援していく体制を整備する必要がある。

今後、スクールカウンセラーの巡回相談及び支援体制のほか、学校を支援する組織として専門家チームを検討し、特別支援教育の対象となる児童・生徒の状況を把握するとともに、学校及び関係者への助言を行うことをねらいとする。

スクールカウンセラー及び専門家チームを中心に関係機関の連携体制を確立、強化し、一人一人の児童・生徒の教育にかかわる支援の計画を立てるなどして、継続的な支援を進めていくことができるようにする。

2 就学相談の改善

現在、固定の心身障害学級への就学相談は、保護者が教育センターへ申し込みをし、就学相談員が発達検査などを含めた相談を行っている。その上で医師、心理の専門家、教育関係者等が、望ましい就学先や就学先での指導内容、配慮事項等についての所見をまとめて保護者に示している。

また、通級指導の心身障害学級への入級にかかわる相談については、大田区立教育センターの就学相談員との相談や就学指導委員会、通級指導学級での行動観察等を経て、通級を決定するという流れを基本としている。

特に、就学にあっては、就学前の家庭や幼稚園、保育園における子どもの状況が学校に十分に伝わらず、学校での生活に支障をきたすこともあり、その改善・充実が必要である。

児童・生徒一人一人の教育的ニーズに対応して適切な指導や支援を行なうために、就学相談は、就学時のみならず、就学後を含めて、重要な役割を担っている。今後は、医学、教育学、心理学等の専門家の意見を聴取しながら、より一層、きめ細かな就学支援が必要となる。とりわけ、通級指導学級では、通級指導時間の弾力化により、年間10時間からの通級指導が可能になった。これからの就学相談は、専門家等が発達状況をより詳しく把握し、適正な就学や支援が判断できるよう相談システムを整備していくことが必要である。

東京都教育委員会が平成18年6月に報告した「特別支援教育推進のための新しい就学支援システムの構築に向けて」や今後の動向を踏まえ、新しい就学相談の構築の検討を行なう必要がある。

3 在学中の相談体制の整備

就学後、学校や保護者が困難を感じ、相談する場合には、相談先として、担当教員以外、スクールカウンセラーや教育相談室、医療機関など相談先は様々である。

LD、ADHD、高機能自閉症などの児童・生徒については、就学後、環境が変わることをきっかけに、集団に適應することが難しくなる場合があり、こうした児童・

生徒の在学中の相談体制の充実を図っていく必要がある。

さらに、小学校から中学校への進学や、中学校卒業後の進学等にかかわる不安や困難を解消するための相談の充実も重要である。

そこで、学校内におかれる特別支援教育コーディネーターやスクールカウンセラー、教育センター相談員等を有機的に機能させ、小学校就学前や中学校卒業後を視野に入れた、在学中の相談体制の充実を図っていく。

第7章 教職員の専門性及び資質の向上

1 校内における特別支援教育に関する研修の充実

特別支援教育を推進していくためには、個々の教員の専門性及び資質の向上を図ることが重要である。特に、特別な教育支援を必要とする児童・生徒への適切な指導を行うためには、LD、ADHD、高機能自閉症等の基本的な知識と理解が必要である。そのためには、管理職及び教員自らが、情熱と使命感をもち、意欲的に研修に取り組む学校体制が必要である。特別支援教育コーディネーターや研究主任・研修担当等がリーダーシップを発揮し、校内研修会を組織的に計画し、すべての教員が特別支援教育に対しての専門性及び資質の向上が図れるよう、計画的・継続的な研修を進めなければならない。

2 校外における特別支援教育に関する研修の充実

大田区では、特別支援教育にかかわる教員の専門性の向上や校内体制の整備を進めていくため、全教職員を対象として特別支援研修を実施していく必要がある。

また、区立学校の教員が、国や東京都において実施される研修や、都立養護学校等が主催する研修に参加し、得た成果や情報等を、校内や区内の学校に広げていくよう推進する必要がある。

さらに、各学校で指名される特別支援教育コーディネーターについては、定期的に研修会・連絡会を行い、コーディネーターとしての資質の向上を図っていく。

ア 特別支援教育コーディネーター養成研修

イ 小・中学校の管理職、主幹、主任等の職層に応じた特別支援教育研修

ウ 初任者研修、10年経験者研修における特別支援教育研修

エ 通常の学級担任における特別支援教育研修

オ 小・中学校の特別支援学級担当教員における特別支援教育研修

カ スクールカウンセラーにおける特別支援教育研修

キ 大田区エリアネットワークにおける特別支援教育研修

第8章 児童・生徒及び保護者・区民の理解啓発

1 児童・生徒の理解啓発

特別支援教育は、すべての学級及び学校において行われるものである。

そこで、各学校においては、全教育活動をとおして、児童・生徒に人権教育や障害者の理解にかかわる教育を進め、障害の有無にかかわらず、児童・生徒が互いを認め合い、支え合うように指導していくことが重要である。

特に、教職員の理解や指導の姿勢が、児童・生徒に大きく影響することに十分留意して、学校や学級内における温かい人間関係づくりに努めなければならない。

2 保護者・区民の理解啓発

今後、特別支援教育を進めていくためには、保護者・区民の理解と協力が不可欠である。

東京都では、理解啓発資料等の作成・配布を行うなど、理解啓発促進のための取り組みが行われている。

大田区においても、障害のある児童・生徒への適切な支援を行うことができるよう、関係機関が密接な連携を図り、特別支援教育の趣旨の徹底を図るなどして、広く保護者・区民への理解啓発活動を進めていく。